

平成 27 年 10 月 20 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

医療過誤による損害賠償請求事件に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

医療過誤による損害賠償請求事件

2 質問の要旨

鎌議第 1246 号答弁にある平成 26 年（ワ）第 5262 号損害賠償請求事件（医療過誤）とは何か。詳細を明らかにせよ。どのような事件で鎌倉市長は訴えられたのか。

議長、副議長に対して報告をしたのか。

どのような内容として報告をしたのか明らかにせよ。

資料もあれば別添せよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 10 月 23 日まで） ・ 無

（理由：緊急質問を検討している為。）